

平成24年9月5日

平成24年

第2回教育委員会臨時会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成24年第2回教育委員会臨時会会議録

平成24年9月5日午後2時大田区教育委員会臨時会を開催した。

1 出席委員

藤崎雄三	委員	委員長
横川敏男	委員	委員長職務代理者
鈴木清子	委員	
尾形威	委員	
芳賀淳	委員	
清水繁	委員	教育長

計 6 名

2 出席した職員

教育総務部長	金子 武史
教育地域力・スポーツ推進担当部長（教育総務部副参事（国体担当）事務取扱）	赤松 郁夫
参事（調整担当）	佐藤 一義
教育総務課長	青木 重樹
施設担当課長	中山 順博
教育事務改善担当課長	室内 正男
学務課長（私学行政担当課長兼務）	水井 靖
校外施設整備担当課長	星 光吉
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	小黒 仁史
副参事	菅野 哲郎
教育センター所長	菅 三男
社会教育課長	木田 早苗
大田図書館長	山本 成俊

計 13 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第2回大田区教育委員会臨時会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 藤崎 雄三

○委員長

ただいまから、平成24年第2回教育委員会臨時会を開催する。

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数を満たしているので、会議は成立する。

次に、会議録署名委員に芳賀委員を指名する。

日程第1 「議案審議」

○委員長

第26号議案について、事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第26号議案 平成24年度 第二次補正予算要求原案について説明する。

平成24年度の一般会計第二次補正予算については、別表の「平成24年度 第二次補正予算案一覧表」のとおりで、これをもって区長に対して予算要求する。

提案理由については、学校給食等の放射性物質検査業務及びオリンピック・パラリンピック東京招致気運醸成事業等の補正を行うためにこの案を提出する。

なお、学校給食等の放射性物質の検査業務については、学務課長から概要を説明する。

○学務課長

学校給食の放射性物質検査にかかる補正予算案について説明する。

食材については、市場流通前に各検査機関において放射性物質検査が実施されており、食材の安全は確保されていると考えている。しかしながら、給食の放射性物質検査が実施されていないという理由で、弁当を持参している児童が現在も存在しているなど、保護者の不安が払拭されているとは言えない状況にある。これらの不安を払拭し、安全・安心な給食を提供するため、学校給食の放射性物質検査を実施する。

現在、小学校で29名が給食を辞退している。中学校では辞退は0名である。また、牛乳のみの辞退が小学校で184名、中学校で4名、合計で188名いる。牛乳についてはコレステロールの関係で辞退している方等もいるので、全部が放射能に対する不安ということではないが、給食の辞退の29名については、ほぼ全員がその理由によるものだと考えている。

対象は、区立小・中学校（糶谷二部を含む）88校及び区立特別支援学校（館山さざなみ学校）である。

開始予定日は平成24年11月1日で、検査の概要は、大田区立消費者生活センターにおいて放射性物質検査を受託している団体に委託することにより実施する。現在、そのような団体はまだ決まっていないが、今後、決定次第交渉に入っていく。

また、検査は調理済み給食と牛乳に分け、放射性セシウム・スクリーニング法により

行う。これは一般食材と牛乳との基準値が異なるために分けたものである。実際の食品衛生法上による基準値は、一般食品で100ベクレル、牛乳では50ベクレルだが、この半分の値、調理済み給食では50ベクレル、牛乳では25ベクレルを超える値が検出された場合に、専門検査機関に委託してγ（ガンマ）線スペクトロメータ法により精密検査を行う。

検査回数は、想定される受託者の処理能力、他区の実施状況を勘案し、区立小・中学校においては1校あたり1学期1回とする。

なお、保育サービス課から、区立保育園についても同様に検査を実施するとのことで補正予算案が出されている。

○委員長

第26号議案について、意見や質問等はあるか。

（「なし」との声あり）

○委員長

第26号議案について、原案どおり決定してもよろしいか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長

それでは、第26号議案について、原案どおり決定する。

続いて、第27号議案について、事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第27号議案 平成23年度 教育委員会行政評価（事務事業）結果報告について説明する。

提案理由については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を実施した。その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表を行うものである。

簡単に行政評価（事務事業）の結果について説明する。

点検及び評価にあたっては、大田区の10か年基本計画である「おおた未来プラン10年」及び教育振興基本計画「おおた教育振興プラン」に掲げた主な事業の進捗状況を把握・評価し、本報告書にまとめた。

報告書の構成については、Ⅰ 「おおた未来プラン10年」及び「おおた教育振興プラン」の修正、Ⅱ 平成23年度「おおた未来プラン10年」に掲げる主な事業の進捗状況、Ⅲ 平成23年度「おおた教育振興プラン」の事業実績と評価、Ⅳ 教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する有識者からの意見、という構成になっている。

今回は、本年5月の定例会で報告した「おおた未来プラン10年」の修正及びその修正に連動した「おおた教育振興プラン」の事業の修正についても掲載している。これらの修正により、土地を含め場所の確保がままならず評価の低かった「適応指導教室の増

設」及び「生涯学習センターの整備」などでは、状況に応じた適正な評価を行うことができたと考えている。

報告書の内容に沿って簡単に説明する。「おおた未来プラン10年」については、計画の進捗に伴い評価をしている。

Iについてだが、主要事業のうち、教育に関するものは13事業ある。その細目となる34の施策について、IIで進捗状況を示している。34の施策のうち33の施策が評価4であった。計画どおりの進捗となっている。次年度に遅れを取り戻す見込みとする評価3が1施策であった。報告書の21ページを御覧いただきたい。評価が低かった施策「区民の主体的学習の支援」では、これまでに当該講座を実施した団体・区民以外への支援の検討が不十分であったことから、評価3とした。

IIIでは「おおた教育振興プラン」について、平成23年度の目標に対する実績で評価をしている。平成23年度は59の計画事業がある。進行管理対象外事業を除く55の事業が評価の対象となっている。1事業が評価5、49事業が評価4、5事業が評価3となっている。大部分の事業は計画どおり実施することができた。中でも、報告書の40ページ、No.46「学校支援地域本部の設置」だが、目標校数より5校多く設置することができたため、評価5とした。評価の低かった事業だが、31ページ、No.17「家庭・地域教育力向上支援事業の充実」について、平成23年度の目標は35校だったが、学校数だけを取り上げると15校で、評価3とした。ただし、事業実績については、団体を含めると34団体となっている。34ページ、No.26「適応指導教室の増設」だが、平成23年度の目標は、増室による授業の充実としていたが、適した場所の確保がままならないことから決定には至らなかった。なお、本事業は「おおた未来プラン10年」の修正に連動し、増室については平成24年度から平成25年度中と修正をしている。今回の評価については、平成23年度の目標に対しての評価ということから、評価3とした。36ページ、No.33「学校サポートチームの設置」について、学校サポートチームとしての新任校長配属校全校への学校経営相談の実施に至らなかったため、評価3とした。40ページ、No.45「地域への学校施設の開放の充実」について、連絡協議会を設置し、課題を検討したが、取りまとめることができず、見直し計画作成には至らなかったため、評価3とした。42ページ、No.53「区民による自主講座等の開設支援」について、関係団体等への相談対応や情報提供等があったが、具体的な施策の検討には至らなかったことから、評価3とした。

以上の点検・評価について、前教育懇談会座長の幸田昭一様に意見を求めたところ、45ページと46ページに意見をいただいた。概要だが、評価の低かった事業については、事業内容の点検等により確実な事業の進捗を図るようにと意見を頂戴している。子どもの学力向上については、保護者の関心事であることから、学習効果測定結果を事業実績として明示するなどして、本報告書が区民にとって、より理解しやすい工夫を望むとの意見、また、学校運営システム導入に伴う事務改善の推進による教員の事務処理軽減から、子どもに向き合える時間を確保し、より教育の充実を図ってもらいたいとの意見を頂戴した。

この報告書については、今月21日と24日に開催されるこども文教委員会において報告し、議会報告とさせていただく。

また、議会に承認をいただいた後、ホームページに掲載し、公表する。

○委員長

第27議案について、意見や質問等はあるか。

○尾形委員

4や3という評価のことだが、行政評価というのは根本的に誰がやっているのか。どういう評価基準があるのかも教えていただきたい。

○教育総務課長

評価基準としては、概ね目標を達成できたというものは4という評価をつけている。

○委員長

判定基準については11ページに記載があるが、尾形委員が尋ねているのは、これを誰が判断しているのかということだと思うが。

○教育総務課長

原案を作るのは各所属である。

○教育長

各課長が責任をもって評定し、私どもが最終的に部局としての考え方を加味して原案を了解し、委員会に出している。

○尾形委員

行政評価は、人と物と金をどのように動かしてどのような成果が上がったかということだと思うが、14ページの事業で決算額が0円で評価が4というのはどういうことか。

○教育総務課長

I C T教育の推進については、確かに平成23年度の決算額は0円だが、予算的な措置というよりは、前年度、前々年度に導入した電子黒板や大型ディスプレイなどを活用し、推進が図られたということである。

○教育長

経営資源という点では、実際に教師がI C T教育に携わり、器具を使ってやっている。器具はあらかじめ備品として前年度や前々年度に購入しているが、人という資源を活用し、一定の時間を割いてやっていることからすると、本来は人件費を計上してもおかしくはないのだが、総括的に人件費として、ここには現れない形で、予算上は別の予算から支出している。その何十分の一かはI C T教育に使われているということである。

○委員長

このケースにおいては、ハードを入れた時期とその活用との間にタイムラグがあると思うが、尾形委員の質問は一つの例であって、趣旨としては、人と物と金の関連性はわかるようにしたほうがいいのではないかということだと思う。

私からは、一つ一つの項目の中身をこの場で全て見ることはできないが、最後のIVに有識者からの意見がある。この後、こども文教委員会に出し、議会に出すということだが、「有識者からこういう意見をもらっている」で終わるのか、指摘に対し、「ここは今こういう検討をし始めている」、「これは指摘されたものの、時期ではないので外す」というような意見を付けて出すのか教えていただきたい。

○教育総務課長

こういった有識者からの意見については、「こういう形で意見をいただいている」というのが今までの報告の仕方である。幸田様からの指摘は、遅れているものについてはきちんと遅れを取り戻し、次年度以降に取り組みを進めよというものなので、意見に沿った形できちんと推進してまいりたいということも、意見として付けていきたいと思う。

○委員長

ほかに意見、質問等はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第27号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

それでは、第27号議案について、原案どおり決定する。

これをもって、平成24年第2回教育委員会臨時会を閉会する。

(午後2時24分閉会)